

ヘルスケア・医療情報通信技術研究会 ポスターセッション 奨励賞
(IEICE Technical Committee on Healthcare and Medical Information Communication
Technology, Poster Session Encouragement Award)
選奨規定

(平成26 年5月29日 専門委員会議決)

第1条 ヘルスケア・医療情報通信技術研究会ポスターセッション奨励賞（以下、奨励賞と略す）は、ヘルスケア・医療情報通信技術研究会ポスターセッションにおいて、第一著者として執筆し、かつ当日発表を行った学生会員、若手会員⁽¹⁾の内から、特に優秀な者に対して授与される。

(1) 若手会員とは当該年の12月31日において33歳未満の者とする。ただし12月31日が誕生日の者は対象とする。

第2条 奨励賞は、賞状ならびに副賞として、副賞は1件あたり5,000円相当または5,000円以下の図書カードとする。

第3条 奨励賞の受賞者を選定するため、選定委員会を設置する。選定委員会の審議に基づき、授賞候補となる発表者をヘルスケア・医療情報通信技術研究専門委員会へ推薦する。

第4条 奨励賞選定委員会の構成ならびに奨励賞授賞候補ポスター発表の具体的な選定方法については、別途定める。

第5条 奨励賞は、共催研究会の場合にも、上記の事項(選考作業や、賞金の確保について)を概ね共催相手と折半して、選出することができる。詳細について疑義が生じた場合には適時共催相手と議論の上柔軟に決定する。

この規程は平成26年5月29日 から施行する。

平成26年7月31日より「ポスターセッション若手奨励賞(IEICE Technical Committee on Healthcare and Medical Information Communication Technology, Poster Session Young Researcher's Encouragement Award)」は「ポスターセッション奨励賞(IEICE Technical Committee on Healthcare and Medical Information Communication Technology, Poster Session Encouragement Award)」に名称を変更する。また、それに伴い選奨規程を一部変更する。

以上